別紙 1

「首都圏・関西圏等での継続的販路開拓業務」企画提案コンペ参加仕様書

1 委託事業の目的

首都圏や関西圏等を中心に展開する百貨店やスーパー(以下「小売店」という。)とのネットワークを有する商社の既存商流を活用し、小売店における食フェアを実施することで、県産食品の消費拡大および販路拡大を図るとともに、小売店バイヤーに対しみえの食のプロモーションを行うことで、継続的なみえの食の取り扱いをめざし、本県の食関連事業者の経営支援につなげます。

2 事業主体

三重県

3 事業委託の内容(詳細は別紙仕様書のとおり)

(1) 委託事業名

首都圏・関西圏等での継続的販路開拓業務

(2) 委託期間

契約日から令和5年3月24日(金)

(3) 委託内容

別紙仕様書 3 (3) 委託内容のとおり

- (4) 成 果 品 : 事業実施報告書(正本1部、副本2部)及びその内容を記録した電子記録媒体(CD-R)(1部)
- (5) 納入場所:三重県 雇用経済部県産品振興課
- (6) 納入期限:令和5年3月24日(金)

4 業務遂行体制

(1) 業務担当者等

契約締結後、速やかに業務担当者及び作業員(後方支援者も含む)について、報告すること。業務担当者及び作業員に変更・追加が発生する場合も同様とします。

(2) 連絡体制

緊急時の連絡体制を確保し、連絡体制図(後方支援体制を含む)を報告 して下さい。連絡体制に変更・追加が発生した場合も同様とします。

(3) その他

業務担当者及び作業員は、本県庁舎内等において業務を遂行する際は、 社員証等の受託業務従事者であることが証明できるものを携帯して下さい。

5 契約上限額

9,258,242円(消費税及び地方消費税を含む)

6 参加資格に関する事項

次に掲げる条件をすべて満たした者とします。

- (1) 当該企画提案コンペに係る契約を締結する能力を有しない者、破産者で 復権を得ない者又は暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平 成三年法律第七十七号)第三十二条第一項各号に掲げる者でないこと。
- (2) 三重県建設工事等資格(指名)停止措置要領により資格(指名)停止を 受けている期間中である者でないこと。
- (3) 三重県物件関係落札資格停止要綱により落札資格停止措置を受けている期間中である者又は同要綱に定める落札資格停止要件に該当する者でないこと。
- (4) 三重県税又は地方消費税を滞納している者でないこと。
- (5) 委託業務の履行について、綿密な連絡及び迅速な対応ができ、要請により速やかに対処できる者であること。

7 企画提案コンペの実施方法

この参加仕様書に基づき提出された企画提案資料について、別に設置する「首都圏・関西圏等での継続的販路開拓業務委託企画提案コンペ選定委員会」において、書類審査とプレゼンテーション審査を行い、総合的に評価のうえ、最優秀提案1件を選定します。

なお、最優秀提案は、条件を付与したうえで選定する場合があります。(提案者は、付与された条件を承諾できない場合は、提案を取り下げることができます。)

- (1) 企画提案資料提出期限 令和4年4月7日(木)17時必着
- (2) 企画提案資料提出先 〒514-8570 津市広明町13番地 三重県雇用経済部県産品振興課
- (3) 企画提案資料提出部数 「9 提出を求める企画提案資料」の内容のとおり
- (4) 企画提案資料提出方法

郵送又は持参による提出とし、メール、FAXによる提出は不可とします。なお、郵送の場合、確認のため下記「20 担当部局」まで電話連絡をお願いします。

(5) 書類審査の実施

提出された企画提案書の書類審査を行います。書類審査の結果については、令和4年4月8日(金)12時までに各提案者に対して文書にて通知します。

なお、申込数が6件に満たない場合は、書類審査を省略します。

(6) プレゼンテーション審査の実施

書類審査にて選定された企画提案書の審査を行うため、原則として以下のとおり提案者によるプレゼンテーションを実施します。

(7) プレゼンテーション審査実施日時令和4年4月12日(火)午後(予定)

プレゼンテーションの実施日時については、4月8日(金)に、企画提案 資料に記載の連絡先に電子メールにて連絡します。

(8) プレゼンテーション審査実施場所

「ZOOM」を使用し、オンラインでプレゼンテーションを行います。

(9) プレゼンテーション審査の結果については、令和4年4月中旬に各提案 者に対して通知します。

8 最優秀提案を選定するための評価基準

企画提案書に記載された内容を基に、以下の諸点を重視して総合的に評価することとします。

(1) 妥当性

事業目的に合致し且つ具体的に事業内容を記述しているか。

(2) 企画性

事業目的を達成するために効果的な提案内容となっているか。 他社の提案とは違う優位性があるか。

(3) 実現可能性

事業実施にかかる豊富な知識、経験、ネットワークおよびノウハウを有 しているか。

(4) 実施体制

事業実施にかかる十分な業務受託体制となっているか。

(5) 計画性・経済合理性

適切なスケジュールか。

見積額及び積算内訳、根拠は適当であるか。

9 提出を求める企画提案資料の内容

- (1) 企画提案コンペ参加資格確認申請書(第1号様式)・・・・・1部 ※登記簿謄本等の要添付書類(コピー可)も1部添付してください。 ※企画提案コンペの参加に関し、支店又は営業所等に権限が委任されて いる場合はその委任状(第2号様式)も1部添付してください。
- (2) 企画提案書(様式任意)・・・・・9部(正本1部、コピー8部) 企画提案書のサイズはA4版(A3版による折り込み可)、両面印刷・ 長辺綴じ・文字サイズは12ポイント以上とします。

なお、企画提案書については、以下のア〜オの事項について出来る限り 具体的な提案内容を記載してください。

- ア業務の実施体制
 - 業務実施体制(実務責任者、担当者の部署名、役職、氏名)
 - 業務に関連するその他の組織等との連携体制
- イ 提案書の概要
 - ・提案内容のポイント
- ウ 首都圏・関西圏等での継続的販路開拓業務の企画提案
 - ・事業終了後も持続可能な体制を構築することを念頭に、フェアの内容を含め具体的な事業内容を提案してください
 - ・フェアを予定する小売店を開催規模も含め提案してください
 - ・フェア開催時に実施する消費者の購買意欲を高めるキャンペーンを 提案してください
 - ・新規事業者や小規模事業者もフェアに商品を出品しやすいよう、み えの食を全体的に販売する受託事業者による代理販売のブースにつ

いて効果的な方法を提案してください

- ・商品選定までの流れを具体的に提案してください
- ・フェア開催時の新型コロナウイルス感染防止対策を提案してください。
- ・小売店での食フェア開催の経験があれば、その概要をお示しください。

エ 小売店バイヤーへの PR

- ・フェアをきっかけに小売店と事業者の継続的な取引につなげるため、 小売店バイヤーに対してのアプローチ方法を具体的に提案してくだ さい
- ・フェア開催の小売店バイヤー等による生産者・事業者への訪問方法 について提案してください

オ 業務実施スケジュール

- ・令和4年4月下旬の契約締結を前提に、令和4年4月から令和5年 3月24日までのスケジュールを記載すること
- (3) 見積書(様式任意)・・・・9部(正本1部、コピー8部) 見積書には、積算根拠がわかる内訳書を添付してください。
- (4) 提案事業者の概要書・・・・9部(正本1部、コピー8部) 組織概要(名称、所在地、設立年月日、資本金、従業員数等)、沿革等 を簡潔に記載したもの。(自社パンフレットでも可。)
- (5) 参考資料・・・・9部(正本1部、コピー8部) その他、企画提案に関する有効な資料や、過去3年間に類似業務を実施 した実績がある場合は、その資料を添付してください。

10 質問の受付及び回答

質問等がある場合は、次のとおり「20 担当部局」まで文書(質問申請書) の提出により行ってください。

- (1) 質問の期限令和4年3月22日(火)12時まで
- (2) 質問の方法

持参又はFAX (059-224-2078)、電子メール(syokusan@pref.mie.lg.jp) で受付けます。なお、FAX、電子メールで提出する場合、送信後、必ず電話 (059-224-2458) にて着信の確認を行ってください。

(3) 質問への回答

令和4年3月24日(木) 17時までに原則三重県ホームページに掲載 します。(掲載ページ: 当事業のコンペ公告ページ)

11 最優秀提案者に提出を求める資料の内容

- (1) 消費税及び地方消費税についての「納税証明書(その3 未納税額がないこと用)(有料)」(所管税務署が企画提案書提出期限の6ヶ月前まで発行したもの)の写し
- (2) 三重県内に本支店または営業所等を有する事業者にあっては、「納税確認書」(三重県の県税事務所が企画提案書提出期限の6ヶ月前までに発行したもの(無料))の写し

- (3) 過去3年の間に当該契約と規模をほぼ同じくする契約を締結し、当該契約を履行した実績の有無を示す証明書
- ※(1)、(2)にあたっては、新型コロナウイルスの影響により税務署等の関係機関に納税(徴収)猶予制度を受けるために申請したことで、締切日時までに納税証明書等の提出ができない場合は、申立書(第4号様式)を提出すること。

12 契約方法に関する事項

- (1) 契約保証金は、契約金額の100分の10以上の額とします。ただし、会社更生法(平成14年法律第154号)第17条の規定による更生手続開始の申立てをしている者若しくは申立てをされている者又は民事再生法(平成11年法律第225号)第21条の規定による再生手続開始の申立てをしている者若しくは申立てをされている者(以下これらを「更生(再生)手続中の者」といいます。)のうち三重県建設工事等入札参加資格の再審査に係る認定を受けた者(会社更生法第199条第1項の更生計画の認可又は民事再生法第174条第1項の再生計画の認可が決定されるまでの者に限ります。)が契約の相手方となるときは、納付する契約保証金の額は、契約金額の100分の30以上とします。
- (2) 三重県会計規則(平成18年6月16日三重県規則第69号、以下「規則」という。)第75条第4項各号のいずれかに該当する場合は、契約保証金を免除します。ただし、規則第75条第4項第1号、第2号又は第4号に該当するときを除き、更生(再生)手続中の者については、契約保証金を免除しません。
- (3) 契約書は2通作成し、双方各1通を保有します。

13 監督及び検査

契約条項の定めるところによります。

14 委託費及び経費等

委託料の範囲内で当該事業を行うものとします。 対象経費は、事業の実施に真に必要なものに限ります。

15 委託料の支払方法及び支払時期

委託料の支払は、委託業務が完了し、履行確認が行われた後に行うものと します。

16 暴力団等排除措置要綱による契約の解除

契約締結権者は、受注者が「三重県の締結する物件関係契約からの暴力団等排除措置要綱」第3条又は第4条の規定により、「三重県物件関係落札資格停止要綱」に基づく落札資格停止措置を受けたときは、契約を解除することができるものとします。

17 不当介入に係る通報等の義務及び義務を怠った場合の措置

(1) 受注者が契約の履行にあたって暴力団、暴力団関係者又は暴力団関係法

人等による不当介入を受けたときは、次の義務を負うものとします。

- ア 断固として不当介入を拒否すること。
- イ警察に通報するとともに捜査上必要な協力をすること。
- ウ 県に報告すること。
- エ 契約の履行において、暴力団、暴力団関係者又は暴力団関係法人等による不当介入を受けたことにより工程、納期等に遅れが生じる等の被害が生じるおそれがある場合は、県と協議を行うこと。
- (2) 契約締結権者は、受注者が(1)イ又はウの義務を怠ったときは、「三重県の締結する物件関係契約からの暴力団等排除措置要綱」第7条の規定により「三重県物件関係落札資格停止要綱」に基づく落札資格停止等の措置を講じます。

18 障がいを理由とする差別の解消の推進

受注者は、業務を実施するにあたり、障害を理由とする差別の解消の推進 に関する法を順守するとともに、同法第7条第2項(合理的配慮の提供義務) に準じ適切に対応するものとします。

19 その他

- (1) 企画提案に要する費用は各提案者の負担とします。
- (2) 提出された各企画提案資料は返還しません。
- (3) 企画提案コンペ及び契約の手続きにおいて用いる言語は日本語、通貨は日本円、単位は日本の標準時及び計量法によるものとします。
- (1) 提出いただいた提案資料については「三重県情報公開条例」に基づき情報公開の対象となります。
- (2) 個人情報の取扱いについては、別記「個人情報の取扱いに関する特記事項」を遵守することとします。また、三重県個人情報保護条例第68条、第69条及び第72条により、委託を受けた事務に従事している者若しくは従事していた者に対する罰則があります。
- (6) 成果物の著作権は三重県に帰属するものとします。
- (7) その他必要な事項は「三重県会計規則」の規定によるものとします。
- (8) 事業実施にあたり、契約書及び本仕様書に定めのない事項や細部の業務内容については、三重県と受注者が協議のうえ実施するものとします。
- (9) 新型コロナウイルス感染症拡大の影響により、委託業務の内容に変更が 生じる場合は、三重県と受注者が協議のうえ、委託料を減額する場合があ ります。

20 担当部局

【令和4年3月31日まで】

〒514-8570 三重県津市広明町13番地

三重県雇用経済部 中小企業・サービス産業振興課 食の産業振興班

電 話: 059-224-2458 FAX: 059-224-2078

Eメール: syokusan@pref.mie.lg.jp

【令和4年4月1日以降】

〒514-8570 三重県津市広明町13番地

三重県雇用経済部 県産品振興課 県産品販売促進班

電 話: 059-224-2336 FAX: 059-224-3024

Eメール: syokusan@pref.mie.lg.jp